令和２年９月15日

学校医各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
学校保健担当理事　木村　耕三

週休日等（課業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応について

神奈川県医師会を通じて神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長　菊岡正和
（公印省略）

週休日等（課業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長から通知がありました。

現在、週休日等に新型コロナウイルス感染症判定の検査（PCR検査等）結果が判明する際の対応について、多くの問合せがあることから別紙のとおりまとめ、各県立学校長宛て通知したとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、学校医の先生方にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務担当
保険医療学術課　堀金
TEL:045-241-7000/FAX:045-241-1464
E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

保体第1940号
令和2年9月4日

公益社団法人神奈川県医師会長　　様

神奈川県教育委員会教育局
指導部保健体育課長
［公　印　省　略］

週休日等（課業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応（送付）

日頃より本県の学校保健の推進について御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、県立学校長あてに、別添写しのとおり事務連絡を送付しましたので、県下の郡市医師会に御周知くださるようお願いいたします。

問合せ先
保健安全グループ　岡本
電話（045）210-8309（直通）

神医受
第2016号
2.9.-7
神奈川県医師会

写

事　務　連　絡
令和２年９月４日

各県立学校長　様

保健体育課長

週休日等（課業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応

このことについて、週休日等に新型コロナウイルス感染症判定の検査(PCR 検査等)結果が判明する際の対応について、多くの問合せをいただいていますので、別紙のとおりまとめました。

週休日等の連絡は、「陽性」のみとし、別紙により対応したいただき、「検査(PCR 検査等)をする」、「濃厚接触者になった」等の連絡は、御遠慮いただきますようお願いします。

なお、平日におきましても、「検査(PCR 検査等)をする」、「濃厚接触者になった」等の連絡については、課業時間中にしていただき、時間外は御遠慮ください。

問合せ先
保健安全グループ　岡本、菅沼
電話　(045)210-8309（直通）

別紙

週休日等（課業日以外）に生徒が陽性であった場合の対応

① 保健体育課（休日等閉庁時の緊急電話連絡先　新型コロナウイルス担当）へ連絡

※ 6月11日付け保体第1408号「学校における当面の対応」【様式１】発生報告書の内容を連絡してください。

② 速やかに全ての教育活動を取りやめ、保護者及び生徒に帰宅及び自宅待機を指示。

③ 生徒の保護者へ「登校禁止についてのマチコミメール」を送付

（マチコミメール通知例）

日ごろより、本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、○月○日（本日）、本校に在籍する生徒１名が新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。これに伴い、○月○日（本日）から対応が決定するまでの間、生徒及び保護者は登校禁止（部活動は対外試合等、校外での活動も休止とします）とし、自宅待機とします。今後、保健所の指示に従いながら、濃厚接触者の確認に関する作業や校内の消毒等、学校再開に向けた準備を進めます。

保健所や学校医、県教育委員会と連携し、必要な対応を着実に行ってまいります。今後の対応等に関する情報は、随時ご連絡いたします。マチコミメールは必ずご確認ください。

なお、当該生徒及び本校生徒の人権尊重、個人情報保護の観点から、ＳＮＳ等への情報の書込みなどをされないよう、特段のご理解とご配慮をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染した人や症状がある人に対して差別や偏見の意識を持つことのないようにお願いいたします。

趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

④ 保健所に連絡し、判断、指示を確認

・生徒の発症日、濃厚接触特定期間、濃厚接触者の有無、消毒範囲を確認

⑤ 学校医に連絡し、指示を受ける

・これまでの情報、保健所からの指示内容を伝え、学校医の意見を確認

⑥ 以下の学校再開の条件を確認

・保健所による濃厚接触者の特定
・保健所の指導・助言を踏まえた校内消毒の完了
・保健所による学校再開の見解
・学校医による学校再開の見解

⑦　保健体育課に⑥について報告し、県教委と学校再開/臨時休業について協議

⑧ 学校の対応（学校再開/臨時休業）

・生徒保護者あての連絡/通知を作成し、保健体育課で確認後、発出